

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年7月31日(2014.7.31)

【公開番号】特開2012-8564(P2012-8564A)

【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2011-132417(P2011-132417)

【国際特許分類】

G 03 G 21/04 (2006.01)

G 06 K 17/00 (2006.01)

B 41 J 29/46 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

【F I】

G 03 G 21/00 390

G 06 K 17/00 L

G 06 K 17/00 F

B 41 J 29/46 Z

H 04 N 1/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月13日(2014.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像生成装置においてスマートラベルを用いてシリアル番号を保存する方法であって、シリアル番号情報について前記スマートラベルを照会する信号を受け取る工程であって、前記シリアル番号情報は前記画像生成装置と前記画像生成装置の構成要素の少なくとも1つを識別し、前記スマートラベルは前記画像生成装置の外面上か、前記画像生成装置の内部かのいずれか一方に配置され、前記スマートラベルは前記画像生成装置と通信するラベルである工程と、

前記シリアル番号情報について前記スマートラベルを照会する工程と、

前記スマートラベルから前記シリアル番号情報を受け取る工程と、

前記受け取ったシリアル番号情報を前記画像生成装置内のメモリに保存する工程であって、前記画像生成装置のメディア・アクセス・コントロール(MAC)アドレスは前記スマートラベルのメモリに保存される工程と、

前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会する信号を受け取る工程と、

前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会する工程と、

前記スマートラベルから前記画像生成装置の前記MACアドレスを受け取る工程と、前記画像生成装置の前記MACアドレスを前記画像生成装置の前記メモリに保存する工程とを含む、方法。

【請求項2】

前記信号は、遠隔地のユーザからか、前記画像生成装置のユーザインターフェースのユーザからか、または自動的にのいずれかによって受け取られる、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

前記スマートラベルを照会する信号を受け取る前記工程と、前記シリアル番号情報について前記スマートラベルを照会する前記工程と、前記シリアル番号を受け取る前記工程と、前記シリアル番号情報を保存する前記工程とは、OEM製造元の施設か、OEMとの間の地点か、ユーザの所在地かのいずれかにおいて実施できる、請求項1に記載の方法。

【請求項 4】

前記画像生成装置は、複写機か、印刷機か、ファクシミリ装置か、多機能装置かのいずれかである、請求項1に記載の方法。

【請求項 5】

画像生成装置であって、

シリアル番号情報を保存するメモリであって、前記シリアル番号情報は前記画像生成装置と前記画像生成装置の構成要素の少なくとも1つを識別するメモリと、

前記シリアル番号情報についてスマートラベルを照会する信号を受け取り、前記シリアル番号情報について前記スマートラベルを照会し、前記スマートラベルから前記シリアル番号情報を受け取るスマートラベル検出装置と、

前記シリアル番号情報をメモリに保存するスマートラベル管理ユニットであって、前記スマートラベルは前記画像生成装置の外面上か、前記画像生成装置の内部かのいずれか一方に配置され、前記スマートラベルは前記画像生成装置と通信し、前記画像生成装置のメディア・アクセス・コントロール(MAC)アドレスは前記スマートラベルのメモリに保存される前記スマートラベル管理ユニットと、を含み、

前記スマートラベル検出装置は、前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会する信号を受け取り、前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会し、前記スマートラベルから前記画像生成装置の前記MACアドレスを受け取り、前記スマートラベル管理ユニットは、前記画像生成装置の前記MACアドレスを前記画像生成装置のメモリに保存する、画像生成装置。

【請求項 6】

画像生成装置においてスマートラベルを用いてシリアル番号を検証する方法であって、シリアル番号情報についてスマートラベルを照会する信号を受け取る工程であって、前記シリアル番号情報は前記画像生成装置と前記画像生成装置の構成要素の少なくとも1つを識別し、前記スマートラベルは前記画像生成装置の外面上か、前記画像生成装置の内部かのいずれか一方に配置され、前記スマートラベルは前記画像生成装置と通信する工程と、

前記シリアル番号情報について前記スマートラベルを照会する工程と、

前記スマートラベルから前記シリアル番号情報を受け取る工程と、

前記シリアル番号が前記画像生成装置に保存されたシリアル番号と一致するかどうかを判定する工程であって、前記シリアル番号が前記保存されたシリアル番号と一致する場合は要求された前記画像生成装置の操作を実行し、不一致の場合はエラー信号を送り、前記画像生成装置のメディア・アクセス・コントロール(MAC)アドレスは前記スマートラベルのメモリに保存される工程と、を含み、前記方法はさらに、

前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会する信号を受け取る工程と、

前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会する工程と、

前記スマートラベルから前記画像生成装置の前記MACアドレスを受け取る工程と、

前記画像生成装置の前記MACアドレスが前記画像生成装置に保存された前記画像生成装置の前記MACアドレスと一致するかどうかを判定する工程であって、前記画像生成装置の前記MACアドレスが前記画像生成装置に保存された前記画像生成装置の前記MACアドレスと一致する場合は要求された前記画像生成装置の操作を実行し、不一致の場合はエラー信号を送る工程と、を含む方法。

【請求項 7】

画像生成装置であって、

シリアル番号情報を保存するメモリであって、前記シリアル番号情報は前記画像生成装置と前記画像生成装置の構成要素の少なくとも1つを識別するメモリと、

前記シリアル番号情報についてスマートラベルを照会する信号を受け取り、前記シリアル番号情報について前記スマートラベルを照会し、前記スマートラベルから前記シリアル番号情報を受け取るスマートラベル検出装置であって、前記スマートラベルは前記画像生成装置の外面上か、前記画像生成装置の内部かのいずれか一方に配置され、前記スマートラベルは前記画像生成装置と通信する前記スマートラベル検出装置と、

前記シリアル番号が前記メモリに保存された前記シリアル番号と一致するかどうかを判定するスマートラベル管理ユニットであって、前記スマートラベル管理ユニットが前記シリアル番号が前記保存されたシリアル番号と一致すると判定した場合、前記画像生成装置は要求された操作を実行し、不一致の場合は前記スマートラベル管理ユニットはエラー信号を送り、前記画像生成装置のメディア・アクセス・コントロール(MAC)アドレスは前記スマートラベルのメモリに保存され、前記スマートラベル検出装置は前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会する信号を受け取り、前記画像生成装置の前記MACアドレスについて前記スマートラベルを照会し、前記スマートラベルから前記画像生成装置の前記MACアドレスを受け取り、前記スマートラベル管理ユニットは前記画像生成装置の前記MACアドレスが前記画像生成装置に保存された前記画像生成装置の前記MACアドレスに一致するかどうかを判定し、前記スマートラベル管理ユニットが前記画像生成装置の前記MACアドレスが前記保存された前記画像生成装置の前記MACアドレスに一致すると判定した場合、前記画像生成装置は要求された操作を実行し、不一致の場合は前記スマートラベル管理ユニットはエラー信号を送る、画像生成装置。